

SAGA

市報 さが

平成13年 **5** 月15日号 / No.798

CONTENTS

- | | | |
|-----|----------------------|-----------------|
| 2・3 | 特集 21世紀にふさわしい、行政の見直し | |
| 4・5 | 自転車はルールを守って楽しく乗ろう | 12 提言箱をご利用ください |
| 6・7 | リサちゃんのリサイクルレポート | 14 予防接種は受けましたか？ |
| 8 | 落ち葉からの堆肥づくり | 18 佐賀市歴史探検 |



『トンボフェスタ』参加者募集！

～佐賀の恵まれた自然環境を再発見～

【期日】5月27日（日）

【内容】【午前の部（9時30分～）】市内トンボ観察（バス利用）

【午後の部（13時20分～）】講演・シンポジウムなど（場所：佐賀市交流センター）

詳しいお問い合わせは環境課 ☎24・3151 内線315まで

【トンボパネル展】

【期日】5月21日（月）～5月27日（日）【場所】佐賀市交流センター



市報さがは再生紙を使用しています。

特集

21世紀にふさわしい、行政の見直し

佐賀市行政改革推進会議中間報告のご紹介 No.3

お皿のお水と、 いっしょだよ。

水とクリーク之都、佐賀市の名物カップは、
頭のお皿に水が渴いちゃうと、
力が出なくなるんだって。
それと同じように、行政改革も、
お皿の水のようなもの…。
ちゃんと頭に置いておかないと、
力が発揮できなくなるよ。
というわけで、今回も行政改革のお話です。



3回目の今回は、行革推進会議から出された
中間報告の、具体的な内容を紹介しましょう。

1 ガス事業

時代はまさにエネルギー変革の時代であり、石油、電気、太陽光など自由にエネルギーを選択できる。

ガス事業は民間と競争している分野で、全国的にも民営化が進んでおり、必ずしも市で行わなければならない理由はなくなっている。(九州内の公営ガスは久留米市と佐賀市だけ)

ガス事業は、規制緩和により、大きな競争と自由化が進んでおり、加えて、熱量変更作業に多額の経費を要し、これまでの安定経営とサービス維持の保証がない。

職員については、適正な配置転換を行う必要がある。

売却益を、下水道の整備や教育施設整備など、重点施策に活用できる。

以上のことなどを
総合的に判断して

民間への譲渡を
有力な選択肢としていくべきである
との提言が出されました。



2 ごみ収集

佐賀市では可燃ごみ収集は、すべて直営で行われているが、トン当たり経費が民間の約2倍と割高になっている。

全国的な傾向としても、ごみ収集業務は民間委託への切り替えが行われているが、佐賀市において、ごみ収集業務全般について民間委託すれば、2億8千万円の経費削減という試算効果が出る。

より
このことから

今後は退職者不補充
などを行い、
段階的に民間委託に
切り替えるべき
との提言が出されました。



3 新清掃工場の管理

平成15年度から運転が開始される予定の新ごみ清掃工場の運営管理については、

この時機をのがすことなく、
コストが低く、
かつ高度技術に対応できる
民間に委ねるべきである
との提言が出されました。



4 学校給食

学校給食調理業務については、他都市の事例から佐賀市の規模に当てはめた場合、2億円を超える経費削減が試算されている。

学校給食はコスト論だけで検討すべきでなく、学校給食が果たす教育的な効果を見据えて考えるべきである。

より
しかし

現行の自校調理方式を継承した形で、地場の食材を生かすなどの工夫も行いながら、
安全性に配慮して調理業務の
民間委託を推進すべきである
との提言が出されました。



5 市長車

市長公用車に要する経費は、平成11年度で年間930万円かつっており、これをタクシー利用に切り替えた場合、1キロ当たりの料金単価を基準として、年間300万円でもかなった試算が出ている。

より
これ



運転手付の市長公用車は、
毎日使用するものではなく、
今後はハイヤー契約やタクシー利用などへの
転換をすすめるべきである
との提言が出されました。

6 学校事務員(用務員)

学校事務員について最終的には中学校校区に1人(9校区)の配置を予定されているが、全校嘱託化を行った場合、約1億円の経費削減が可能である。

九州の県庁所在地の状況をみても、退職不補充や人事異動などにより段階的に臨時職員化が進んでいる。

より
これ

退職者の不補充を行い、
全校すべて嘱託で
対応すべきである
との提言が出されました。



7 電話交換業務

直接担当課への電話が可能なダイヤルイン方式は、市民サービスの向上につながる。しかし、代表電話は必要で、一部電話交換業務は残すべきだ。なお電話交換手を民間委託に切り替えると、平成11年度の年間経費2,960万円のうち、約1,900万円の削減効果が見込まれる。

ただし



代表電話を残す場合にも、
正規職員は最小限にとどめるように
努める必要がある
との提言が出されました。

行政改革に関する皆様のご意見をお聞かせください。

総務部企画課行政改革推進室 ☎24・3151(内線135) FAX29・2095
まで、お気軽にどうぞ E-mail kikaku@city.saga.saga.jp





自転車は通勤、通学、買い物などの身近な交通手段としてはもちろん、最近では、スポーツとして、趣味として、遊びとして利用され、その需要は増えています。

しかし一方では、道路上に放置された自転車が、歩行者や住民に大きな迷惑をかけているのも事実です。自転車は気軽に利用できる乗り物です。それだけに利用者にはルールやマナーを守って欲しいものです。



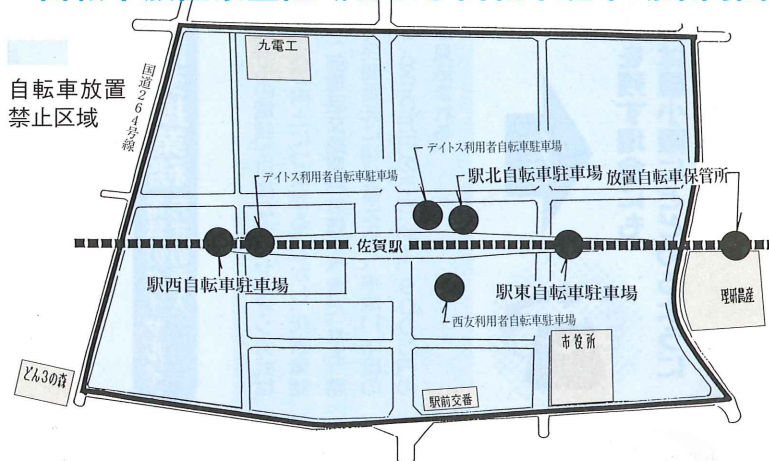
自転車駐車場以外の場所で利用者が自転車から離れていて、すぐに動かすことができない状態を放置といいます。

放置とは

平坦地の多い佐賀市は、とても自転車を利用しやすい街です。自転車は、環境に優しく、健康にも良い乗り物で、経済性、利便性にも優れています。しかし残念なことに、JR佐賀駅周辺を中心に、道路上に自転車を放置する人が後を絶ちません。「急いでいるから」「みんなが置いているから」「1台ぐらい」という安易な気持ちで自転車を放置した結果、

- ・歩行者や障害者の通行の妨げになる
- ・消防車が入れないなどの防災上の問題
- ・都市景観の阻害
- ・盗難事件や乗り捨てを誘発しやすい
- など、いろいろな弊害を生み出しています。

自転車放置禁止区域および自転車駐車場案内図



駅西自転車駐車場



駅北自転車駐車場



駅東自転車駐車場

JR佐賀駅周辺は放置禁止区域です。

佐賀駅周辺は平成5年4月から自転車などの放置禁止区域（右図参照）に指定されています。

ここに自転車や原付バイクを放置すると強制撤去され、返還時に撤去保管料を徴収されます。駅周辺には最近でも1日に200台程度の自転車が放置されており、これらの大半は買い物客などによる短時間の放置です。

決められた自転車駐車場をご利用ください

市では、自転車駐車場を3カ所設置しています。また、駅に隣接する商店には自転車駐車場が設けられています。自転車は所定の駐車場に止めましょう。

◎問い合わせ 道路課 ☎24・3151内線275

放置禁止区域に放置された自転車の取り扱い



放 置
放置禁止区域内の公共の場所に
放置されている自転車、原付
バイクを対象とします



警 告
随時巡回し、放置自転車には
警告札の貼付を行います

撤 去
警告札がついたままの自転車など
を自転車保管所へ移動します

保 管
自転車保管所で保管し、所有者の
調査および連絡をします

自転車等の放置禁止 放置禁止区域 案内図 返還について

佐賀市、佐賀駅東・西・北の3カ所にある自転車等駐車場（各400台）に、5月1日から4月31日まで、月曜日から金曜日まで（土・日・祝祭日を除く）12:00～18:00まで、返還に必要のもの（①警告札、②住所・氏名を明らかにできるもの）を貼付し、1ヶ月を超えても返還のない自転車等は、処分します。

CAUTION It is prohibited to park your bicycle-motorbike in this area. If you park it in this area, you will be fined ¥1000 for bicycles and ¥1500 for motorbikes. If your bicycle-motorbike is parked in this area, it will be removed by the city. Your bicycle-motorbike will be taken to the following location.

放置自転車保管所

返還に必要なもの
鍵、住所・氏名を明らかにできるもの。
撤去保管料

自転車 1,000円
原付バイク 1,500円

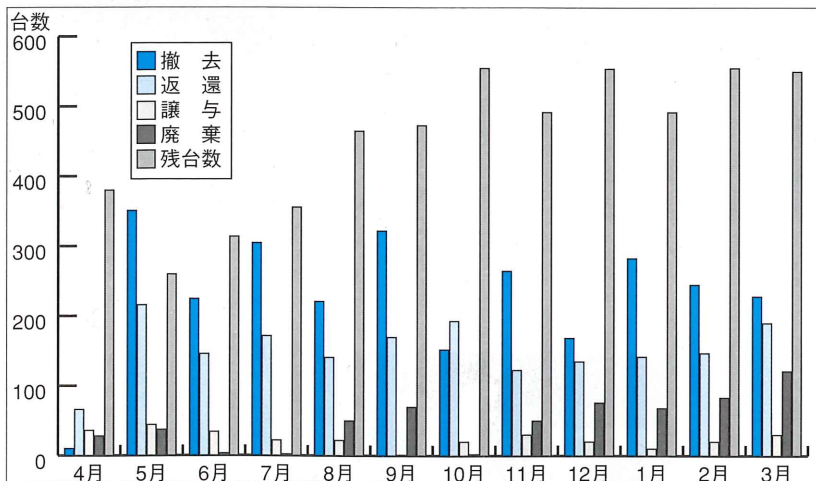
連絡先 電話32-5024
※場所は右のページの案内図をご覧ください。

佐賀市 自転車等保管所

処 分
告示後3カ月経過後、引き取りの
ない自転車などは廃棄処分します

返 還
返還時に移動・保管に要した費用
として料金を徴収します

放置自転車の撤去・返還状況表（平成12年度）



佐賀市自転車等駐車場

○場所 佐賀駅の東・西・北の3カ所
にあります。

※場所は右のページの案内図をご覧ください。

駅東☎23-5790 駅西☎23-1929

○営業時間 6時～22時

（12/29～1/3を除く）

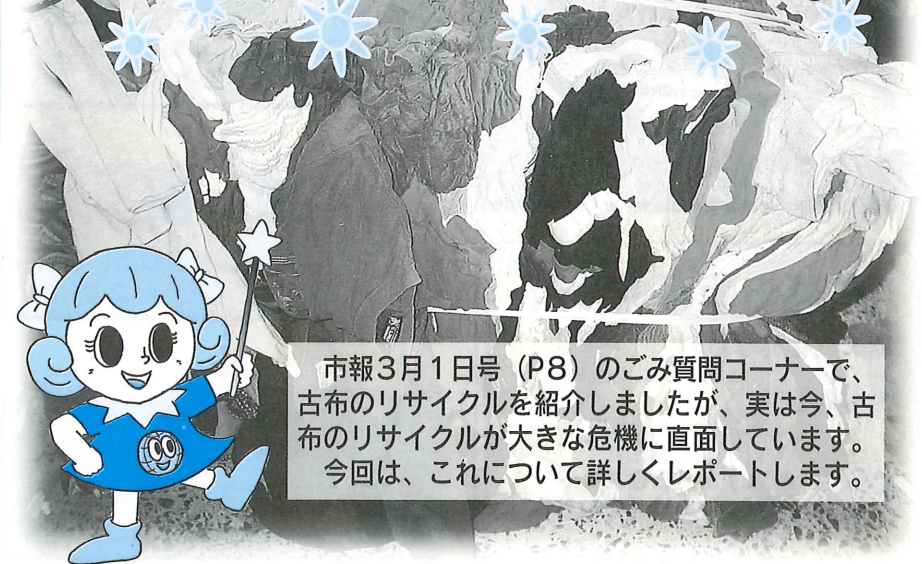
○契約方法 駅東・西の自転車駐車場
内の管理室で受け付けています。

（駅北は駅東で管理）

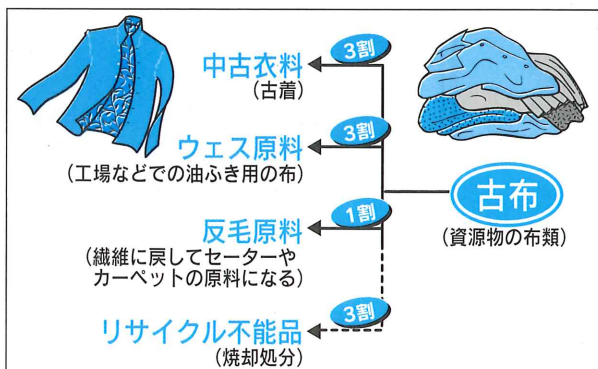
自転車駐車場使用料

種 別	利用期間	自転車	原動機付自転車
定 学	1 カ月	1,010円	1,520円
	3 カ月	2,750円	4,120円
	6 カ月	5,090円	7,640円
利 一	1 カ月	1,220円	1,830円
	3 カ月	3,310円	4,990円
	6 カ月	6,110円	9,170円
用 般			
一時利用	1日 (1回)	100円	150円

リサちゃんの リサイクルレポート



市報3月1日号(P8)のごみ質問コーナーで、古布のリサイクルを紹介しましたが、実は今、古布のリサイクルが大きな危機に直面しています。今回は、これについて詳しくレポートします。



処分されています。どうして再利用できないのでしょうか。それを詳しく知るために、佐賀市から出た古布をリサイクルの用途別に選別している会社を訪ねました。

第2の活躍の場を求めて

ごみステーションから集められた布類は、一度清掃センターに蓄えられ、古布の選別工場に運ばれます。1回に約4.5トンの古布が、週1、2回のペースで工場に運び出されます。ちょうど今、佐賀市の古布を積んだトラックが工場に入ってきました。



▲じゅうたん、布団、綿入れ、ぬいぐるみなどはリサイクルできない。



▲佐賀市の古布を積んでやって来たトラック。

その後、プロの目で厳しく細かく選別されます。ひとくちに古布といっても、種類、素材、色、サイズ、男もの女もの、破れや汚れの状態など、実にさまざまです。それを再利用の用途や輸出先のニーズに合わせて、できるだけ無駄のないよう細かく分けていきます。例えば古着にする場合、それぞれのお国柄や経済状況、季節



▲選別されたものが、上からこの筒を通して下のカゴに入ります。筒の数だけ選別の種類があるので



▲再利用の用途に合わせ、選別されます。

によって、求められる古着は常に変わっています。この工場では、そうしたニーズの変化に合わせてその都度選別の種類や数を変えて、少しでも多くの古布を無駄なく利用してもらえよう、作業員が一生懸命選別しています。

布類のリサイクル方法

皆さんが資源物としてごみステーションに出した布類は、その後どう使われるのでしょうか。これまでは、回収された古布の約9割がリサイクルされ、「リサイクルの優等生」と呼ばれていました。ところが、現在、大きな異変が起きています。リサイクルされる割合が、急激に低くなってきたのです。

現状では、①3割はそのまま古着として海外に輸出されます。

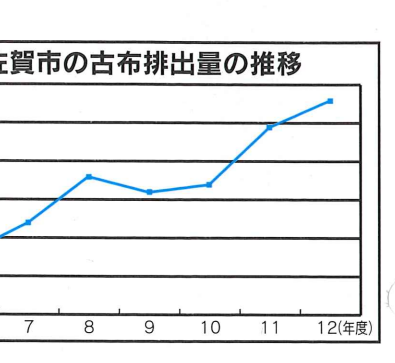
②3割は工場での油ふき用の布(ウェス)の材料になります。

③1割は繊維に戻されてセーターやカーペットを織る原料(反毛)になります。

つまり、7割はまだリサイクルできています。

◆では、残る3割は？
実は、どんな使い道もなくて

ここで再利用できるものだけを選びとられ、残りの汚れのひどいものや市場価値のまったくないものが、リサイクル不能品になるのです。



きびしい古布市場

工場には、まだ持ち込まれたきり選別されていない古布がたくさん積んであります。話を聞いてみると、古布の量が増える一方、リサイクル先が激減しているに困っているそうです。しかも、これから衣替えの時期になります。そうすると多量の古布が出て、保管場所もなくなることが心配されます。



▲古布の山

近年の「価格破壊」で、衣料品が安く手に入るようになりました。これに伴って、古布として家庭から出される量も増えてきました。



▲ウェスの材料にするため、金具やボタンを外しています。

①古着として東南アジアなど海外に輸出されるものは、需要は減っていませんが、古布の供給が急増しているため、だぶついています。

②綿の服やタオルなら、裁断して金具やボタンを外した後、油ふきのウェスになるものもあります。しかし、不況の影響でウェス自体の需要が減っています。

古布業界から 佐賀市への要望

きびしい状況にある古布業界から、市町村に次のような要望が出されました。「業界では、ニーズに応じた選別や、新しい市場の開拓など、

③繊維に戻してリサイクル品を作る方法でも、原料は供給過剰きみです。しかも、「綿とポリエステル」「毛とアクリル」など、混織でできた服も増え、ウェスや反毛に回せない衣料が増えていきます。これらは「つぶしが利かない」のです。

ごみステーションに出していた古布の約3割がリサイクル不能品として処分されている背景には、このような難しい古布業界の実状があったのです。古布業界では、生き残りをかけ、新しいリサイクル先の開拓や、リサイクル製品の開発に努力しています。しかし、現在の状況をすぐに改善するまでには至っていません。一時的に保管しようにも倉庫がいっぱいで、濡れてはいけないうので野積みもできません。しかも将来的に、供給過剰・需要減少の傾向が改善される見通しは立っていません。

古布を有効に再利用するため頑張っています。それでも約3割のリサイクル不能品が出ますが、その処理にたいへん苦慮しています。

①長く大事に使う
質のいい衣類が安く買えるようになりまし。そのせいで、すぐに着なくなつて捨てられるケースも増えています。それでも衣類は大事な資源です。「どうせリサイクルされるから」と安易に捨てないで、できるだけ長く、大事に使いまし。



たいへん難しい問題です。これは、皆さんのご家庭から集めた布類のうち、約3割がリサイクルされずに戻ってきて、焼却処分されることを意味します。古布業界の窮状とリサイクル不能品引き取りの問題は、全国的に起きているものです。すでに古布の返却に応じている市町村もあります。佐賀市でも、リサイクルができない約3割の古布は、返却に応じざるを得ません。古布のリサイクル業界が機能しなくなってしまうと、リサイクルそのものができなくなります。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

私たちにできることは

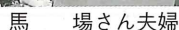
古布を資源として有効活用し、できるだけ無駄なく再利用していくために、私たちにできることは何でしょう。

●枕、掛敷布団、毛布、座布団
●カーペット、足ふきマット、トイレカバー
●布製スリッパ、靴
●ひどく汚れたり破れたりした衣類、タオル
●雨合羽
これらは、初めからリサイクルの用途がありません。材質に応じて燃えるごみかプラスチック系ごみで出しましょう。

◎問い合わせ
環境課ごみ対策推進室
☎24・31511内線313

～焼却ではなく資源としてリサイクル～

Q 始められたきっかけはなんですか？



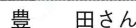
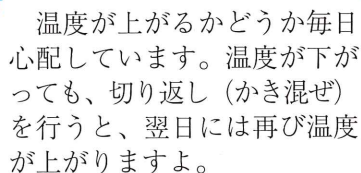
Q 発酵のぐあいはどうですか？

堆肥づくりのコツ

→手で絞っても水滴が落ちない程度。

→窒素分の多い生ごみや米ぬかと、炭素分の多い草木を混ぜる。

→好気性の菌に空気を与え、発酵を促す。



Q 堆肥づくりをやってみた感想は？

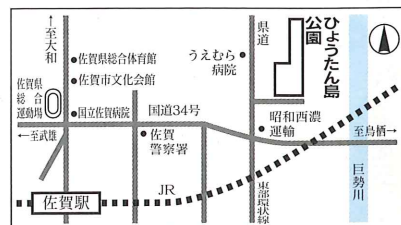


今は徐々に野菜くずなども入れながら、うまく堆肥になるかどうか見守っているところです。コツをつかめば、私たち素人でもできるんだと驚いています。お金をかけずにごみを処分でき、堆肥にもなるのでとてもいいことだと思っています。

最近では、市報などを読まれたご近所の方が、今泉さんたちのお宅へ見学に来られるそうです。徐々に堆肥づくりの輪が広がっているようですので、皆さんもぜひ始めてみてはいかがでしょうか？

堆肥づくりセミナーのお知らせ

(Eメールアドレス) kankyo@city.saga.saga.jp





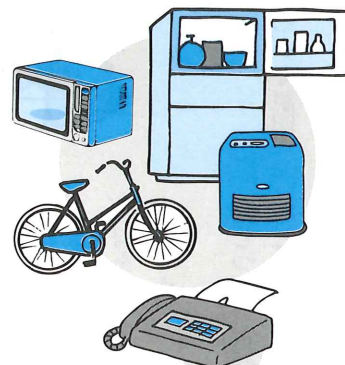
ゆずります、求めます

～不用品情報交換制度～

不用品情報交換制度は、まだ十分使える不用品を捨てるのではなく、欲しいという方に再度使ってもらう（リユース）という趣旨で行っています。

譲りたいもの・求めているものの情報を3カ月間お預かりし、双方の情報が合致したときに仲介しています。

まだまだ使えるもののリユースにご協力ください。



《利用方法》

①誰かにあげてもいいな、という品物があったら→【譲ります情報】へ登録を。

②中古でいいから欲しい、という品物があったら→【求めます情報】へ登録を。

どちらも情報の登録期間は、3カ月です。品物の受け渡しなどは、ご本人同士で行っていただきます。皆さんのご協力により、昨年の4月から1年間で約80組のリユースが成立しました。

もったいないけど捨てようかな、なんて思っていたら、ぜひ【ゆずります情報】にお電話ください。

（趣旨をご理解の上、原則無料をお願いします）【求めます情報】も随時登録受け付けしています。

【ゆずります情報】

学習机、ドレッサー（新品）、三面鏡、学習辞典、健康器具、湯沸し器（都市ガス・プロパンガス）、石油ストーブ、子ども用文学全集、ダブルベッド（ロータイプ）

【求めます情報】

電子レンジ、オーブン、電話機、掃除機、冷蔵庫、FAX、本棚、食器棚、自転車、パソコン、プリンター

◎問い合わせ 市民生活課 市民相談室 ☎ 24・3151 内線 160

レトロ調ボンネットバスの愛称

『さがんバス』に決定！

新しい市内循環線（4月28日から運行中）を走るレトロ調ボンネットバスの愛称が、『さがんバス』に決定しました。



たくさんの応募者の中から名付け親になられた方は、巨勢町の花島富士枝さんと水ヶ江の山口えいこさんの2名様です。

さがんバスは、土曜、日曜、祝日に、佐賀駅バスセンターを起終点に中心商店街、佐賀城跡などを巡ります。

運賃は1回乗車につき150円となっています。

また、指定区域内1日乗車券350円もご利用いただけます。

さがんバスで、買い物に、散策に、さがん街を探访してみませんか？きっと、さがん街の良さに出会えると思いますよ。

◎問い合わせ 佐賀市交通局 ☎ 23・3155

楽しく学ぼう 環境展

～6月は環境月間です～

6月の環境月間にちなみ、市では、環境展を開催します。今回は、皆さんの生活にスポットをあてた展示を行いますので、皆さん、お気軽にお立ち寄りください。

なお、先着順でもれなく苗木などをプレゼントします。



◇テーマ「ライフスタイルを見直そう」

◇日時 5月28日（月）～6月1日（金）

◇場所 市役所1階市民ホール

◎問い合わせ

環境課 ☎ 24・3151 内線 315

5月は消費者月間

消費生活相談特集

不況の中リストラなどによる多重債務や悪徳商法によるトラブルが急増しています。
昨年度、市消費生活相談窓口には692件の相談が寄せられました。相談の多い商品・役務ワースト5は次のようなものでした。

1位

金融、保険
サービス

273件

2位

教養、娯楽品

83件

サラ金・クレジット・銀行などの多重債務、連帯保証人や名義貸し、保険会社の破綻

(例) サラ

金から300万円の債務がある。生活費が足りず借り始め、だんだん膨れてしまった。整理したい。



■債務の整理方法について説明しています。

新聞・学習教材の訪問販売、電話勧誘による資格取得教材(二次被害含む) など

(例) 以前、ある資格取得講座

を申し込んだが資格は取っていなかった。最近同じような業者から勧誘の電話が頻繁にかかって迷惑している。
講座を申し込めばリストから名前をはずすと言われたが本当だろうか。

■しつこい電話勧誘がいやで契約してしまうと、業者に「この人はしつこくすれば契約してく

おかしい、納得がいかない、こまった、情報が欲しいと思ったら、消費生活相談窓口へ。



◎消費生活相談窓口(市民相談室)
☎24・3151内線214

れる」と思わせることになりま

す。
業者は契約者名簿を使い、断りきれない人へ強引な勧誘をしています。リストから名前をはずすという業者と契約してもまた別の業者から電話があります。はつきり断りましょう。



3位

住居品

53件

浄水器の訪問販売、SF商法の健康布団など

(例) スー

パーの開店セールの際、景品の引換券をもらって店の近く



のテントへ行った。
スーパーとは関係のない業者だったが、景品をたくさんもらい、断れずに高額な布団を契約してしまった。

■契約して8日以内であればクーリングオフできます。

4位

レンタル、リース

43件

(例) アパートを退去したが、敷金の精算に納得いかない。

■最近では過剰に修理代を請求されるケースが増えています。

通常借主には原状回復義務がありますが、普通の使用による自然消耗までも負担する必要はありません。

5位

運輸、通信、サービス

31件

使用した覚えのない電話料金の請求(ツーショットダイヤル、国際電話) など

(例) 利用



した覚えのないツーショットダイヤルの請求はがきが届いた。振込先は書いてあるが、業者の住所や電話番号の記載はなく連絡できない。家族は皆使っていないといっている。

■ツーショットダイヤルの不当請求のトラブルが増加しています。

利用していない場合は振り込まないようにしましょう。根拠のない請求に安易に応じないことです。

相談はこちらの窓口でも受け付けています。

・佐賀県消費生活センター

☎ 24・0999

・佐賀県警察相談室

☎ 26・9110

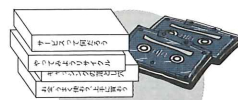
料出し
無償

消費者啓発用ビデオ

消費生活に関するビデオを無料で貸し出しています。ご近所の集会の折にでも転ばぬさきの杖として、ぜひご利用ください。

《ビデオリスト》

- ① こんなはずではなかった内職商法
- ② ストップ・ザ・悪徳商法
- ③ 衣服の表示は情報源
- ④ サービスって何だろう
- ⑤ やってみようリサイクル
- ⑥ キャッシングの落とし穴
- ⑦ お金、うまく使おう、上手に買おう
- ⑧ あなたを狙う甘い罠(若者編)
- ⑨ 台所から守る環境シリーズ1
- ⑩ 台所から守る環境シリーズ2



「消費者契約法」をご存じですか？



2001年4月から消費者の利益を守る「消費者契約法」が施行されました。消費者と事業者の間で結ぶ全ての契約を対象とした新しいルールです。消費者は、事業者が契約をめぐる重要な事柄について事実と違うことを言ったり、将来の見とおしがわからないことについて断定するなど不適切な行為によって誤認・困惑して結んだ契約を取り消すことができます。また、消費者の利益を一方的に害する条項は無効です。

- ⑪ 台所から守る環境シリーズ3
- ⑫ 住宅完成補償制度の案内
- ⑬ くらしと損害保険
- ⑭ あなたの大切な生命保険をチェック&チェック
- ⑮ 特約が支えた愛のあかし
- ⑯ ご契約のしおり(保険契約)
- ⑰ ザ・チャイルドシート
- ⑱ それも契約！身近な契約の基礎知識

消費生活の出張講座

巷に横行する悪徳商法にダメされない方法は予備知識を持つことです。

最近の事例を交えて悪質業者の手法を紹介し、クーリングオフについて説明いたします。また、その他ご希望の内容でも承ります。

10人程度のグループでご利用頂けます。お気軽にお問い合わせください。



◎問い合わせ

市民生活課 市民相談室
☎ 24・3151 内線160

消費者と行政を結ぶパイプ役

「くらしのモニター」

佐賀市では、消費者を取り巻く環境の変化を把握し、消費者行政に対するご意見を伺うため、昭和49年から「くらしのモニター制度」を実施しています。

《敬称略》

- 「くらしのモニター」の皆さんには、1年間、消費者行政主催の研修やイベントなどへ参加してもらい、要望・感想を通信として提出していただいたり、悪徳商法や生活に関するさまざまな地域の情報を報告していただくなど、地域と行政のパイプ役として活躍いただきます。今年度も、公募により、この制度に理解と熱意のある17人の方に委嘱しました。

- 佐藤明子(中の小路)
- 御厨ルミ子(駅前中央)
- 福田ふさ子(長瀬町)
- 松本みゆき(高木瀬西)
- 時枝陽子(巨勢)
- 宮地繁子(呉服元町)
- 宮崎恭子(金立)
- 八坂スミエ(新郷本町)
- 萩原節子(開成)
- 野尻里美(本庄)
- 平野佳美(鬼丸町)
- 中牟田由紀(金立)
- 久保敏子(開成)
- 田嶋直美(若楠)
- 成清弘枝(開成)
- 田村節子(高木瀬)
- 高島洋子(鍋島)

◎問い合わせ

市民生活課 市民相談室
☎ 24・3151 内線160



△「くらしのモニター」辞令交付式の様子



提言箱をご利用ください

市では「佐賀市への提言箱」を市役所東、西、南玄関市交流センター（エスプラッツ3階）、ほほえみ館、19校区の公民館に設置しています。また、情報化の推進に伴ない、市のホームページにも電子提言箱を設置し、市民の皆さんからのご意見、ご要望などをお受けしています。なお、平成12年の4月から今年の3月までの1年間に469件の提言をいただきました。

主な内容については、次のとおりです。

主な内容	件数
道路・歩道関係	46
福祉関係	40
ごみ・環境問題	36
行政施設に関すること	34
窓口の対応	29
まちづくり	27
教育関係	26
相談・くらし	22
行政改革	22
学校給食	17
市営バス	16
市のホームページ	14
観光	13
中心市街地商店街	13

主な内容	件数
河川・水路関係	12
健康・医療	11
エスプラッツ	11
広報・公聴	11
スポーツ関係	7
バルーン	6
文化	5
市立図書館	5
人権・同和	5
公園関係	5
交通安全	4
バスセンター	3
街灯・防犯灯	3
その他	26

いただいた提言は、原則としてお名前とご住所が記載されていれば回答を差し上げています。ただし、提言の内容によっては現地確認やさまざまな調査が必要なケースもありますので、返事がかなり遅れる場合もあることをご了承ください。

また、提言箱のほかファックスでも受け付けていますのでご利用ください。

今後、マスタープランを進めていく上での市政の参考とさせていただきますので、皆さんからの建設的なご意見をお待ちしています。

◎問い合わせ 市民生活課 市民相談室 ☎24・3151 内線 158～160
Fax28・9188 ホームページアドレス <http://www.city.saga.saga.jp/>



提言箱にいただいた
皆さんからの質問にお答えします

〔提言〕

学童保育の拡充を早急に進めてください。

子育て支援いろいろとあり
ありがとうございます。

この前テレビを見ましたが、
学童保育の拡充を神野・兵庫
校区以外でもぜひ急いで進め
てもらいようお願いします。

〔回答〕

日頃より佐賀市の子育て支
援事業に対し、ご理解を頂き
ありがとうございます。

児童クラブの時間延長・保
育日数増の取り組みは、平成
13年度から児童クラブの専用
施設を持つ神野校区と専用施
設の建設を予定している兵庫
校区について試験的に実施し
ます。

試験的といいますが、時
間延長などに伴い、次の2点
のことについて児童クラブの
変更を計画しているからです。
1点目が、子どもたちの心
身ともに増えるであろう負担
を少しでも軽減できるように、

保護者の方に児童クラブの運
営に参加していただくこと。

2点目が、保護者から利用
負担金を徴収し、運営経費に
充てるということ。

この変更点について13年度
中に確立させていきたいと考
えています。

今後は、現在学校の余裕教
室などで実施している児童ク
ラブにつきましても、給食の
ない日の実施方法とか、長期
休暇中や時間延長に伴う警備
の問題など学校側と協議をし
ていきながら、全校区での時
間延長などの拡充を進めてい
きたいと考えています。

放課後児童クラブの充実の
ために、関係各所にも理解を
深めて頂くことが重要であり
ますので、ご提言のような意
見が大きくなっていくことを
期待しています。

ご不自由をおかけしますが、
もうしばらくお時間を頂きた
いと思います。（児童課取扱い）



No.18

出前講座 を 利用しませんか

職員が出向いて市政についてご説明します



「市役所ってどんなことをやってるの?」「私たちが住んでいるまちをもっと知りたい」などといった皆さんのご要望にお応えするため、職員が出向いて市政の仕組みや制度、事業の内容などを分かりやすくご説明する出前講座を開催しています。出前講座の概要は次のとおりです。



▲通学区域と下水道についてのテーマで開催された出前講座

- 対象者
市内在住または市内に通勤・通学している方々で、10人以上のグループが対象です。
- 開催日時
9時から21時までとし、1回2時間程度とします。(土・日・祝日をご希望の場合は、担当課と協議して決定します)
- 開催場所
申込者が指定する場所(自宅、職場、公民館など)です。
- テーマ
下の一覧表から希望するもの

を選んでください。

□費用
派遣費用は無料です。

ただし、会場使用料などは受講者の負担となります。

□講師

原則として、担当部長、副部長、課長とします。

□アンケート調査

出前講座を受講された方々にその感想などを伺うアンケート調査を実施し、今後の参考にさせていただきます。

□申し込み

講座開催希望日の1カ月前までに、市役所1階の市民生活課市民相談室に備え付けの講座申込書に必要事項をご記入の上提出してください。

※この出前講座は、市政の内容をご説明するものであり、苦情や陳情の場ではないことをご理解ください。

◎問い合わせ

秘書広報課
市民相談室

☎ 24・3151

内線 158～160

出前講座

テーマ一覧表



- | | |
|----------------|-----------------|
| ● 佐賀市の財政 | ● 障害者福祉事業 |
| ● 行政改革 | ● 子育て支援事業 |
| ● 佐賀市の税金 | ● 保育所 |
| ● 情報公開 | ● 健康づくり事業 |
| ● 男女共同参画社会 | ● ボランティア |
| ● 駅前再開発 | ● 人権教育のための国連10年 |
| ● 中心商店街活性化等 | ● 通学区域開かれた学校づくり |
| ● 消費生活 | ● 生涯スポーツの振興 |
| ● バルーンフェスタ | ● 人権・同和問題 |
| ● 農業振興と消費者との交流 | ● 芸術文化活動の推進 |
| ● 農業集落排水事業 | ● 文化財の保存と活用 |
| ● 街路事業 | ● 青少年の健全育成 |
| ● 公園事業 | ● 図書館の上手な利用法 |
| ● 土地区画整理事業 | ● 都市ガス |
| ● 下水道事業 | ● 市営バス |
| ● 建築行政 | ● 水道料金の仕組み |
| ● 新焼却炉建設 | |
| ● 環境保全 | |
| ● ごみ問題 | |
| ● 国民健康保険 | |
| ● 国民年金 | |
| ● 介護保険制度 | |
| ● 介護予防と生活支援事業 | |

※そのほか、これらのテーマ以外でも対応します。

予防接種は 受けましたか？

母子健康手帳で確認を

個別接種

子どもの普段の健康状態をよく知っているかかりつけの医師の所で受けるものです。
子どもの体調にあわせて、受ける日を選ぶことができます。

佐賀市では

・三種混合（百日ぜき・ジフテリア・破傷風）・麻しん・風しん・日本脳炎
を個別接種で行っています。

個別接種は、接種できる医療機関が決められています。下の表を参考にしてください。
日時などについては、医療機関にお尋ねください。

集団接種

接種の日時・場所が決められており、みんな一斉にまとまって受けます。

佐賀市では

・BCG（毎月）
・ポリオ（5・11月）

を集団接種で行っています。
詳しくは、実施月の「市報さが」をご覧ください。



《次はいつ受けたらいいの？》
予防接種を受けた後に、次の予防接種を受けるときは、きちんと免疫をつけるために一定の間隔をあけなければなりません。

生ワクチン

ポリオ、麻しん
風しん、BCG

4週間以上あける

生ワクチン
不活化ワクチン

不活化ワクチン

三種混合
日本脳炎

1週間以上あける

生ワクチン
不活化ワクチン

※同一ワクチンを2回以上接種する場合、この図とは異なります。

個別接種（麻しん・風しん・三種混合・日本脳炎）は次の医療機関で受けられます。

*7歳6か月未満まで受けられます。対象年齢以外は、有料になります。

平成13年4月1日現在

医療機関名	住 所	電話番号	麻しん	風しん	三種混合	日本脳炎
			3歳	3歳	3歳	3歳以上
			未満	以上	未満	以上
飯盛内科	多布施	23-2095	○	○	○	○
池田内科医院	若宮	31-1222	○	○	○	○
池田内科皮膚科医院	嘉瀬町	23-0239	○	○	○	○
内田記念病院	高木瀬町	31-7771	○	○	○	○
江口医院	神野東	23-3005	○	○	○	○
大庭医院	紺屋町	23-7312	○	○	○	○
小野病院	巨勢町	24-3371	○	○	○	○
片瀬医院	本庄町	24-1533	○	○	○	○
香月医院	本庄町	26-7615	○	○	○	○
川副内科小児科医院	八戸	23-2521	○	○	○	○
神田胃腸科内科医院	蓮池町	97-0019	○	○	○	○
北島整形外科	高木瀬東	30-2657	○	○	○	○
北野整形外科医院	若楠	32-5073	○	○	○	○
木下医院	久保泉町	98-0135	○	○	○	○
木村医院	久保泉町	98-1234	○	○	○	○
くろいわ子供ないか	南佐賀	23-7735	○	○	○	○
こうの医院	兵庫南	23-7276	○	○	○	○
神野診療所	神野東	31-1060	○	○	○	○
こが内科こどもクリニック	西与賀町	24-0541	○	○	○	○
ごとう整形外科皮膚科クリニック	木原	23-7100	○	○	○	○
酒井医院	水ヶ江	23-2872	○	○	○	○
佐賀整骨院 こども発達医療センター	金立町	98-2211	○	○	○	○
佐賀リハビリテーション病院	南佐賀	25-0231	○	○	○	○
至誠会病院	田代	24-5325	○	○	○	○
志田病院	水ヶ江	23-3720	○	○	○	○
島内外科内科医院	神野西	31-3817	○	○	○	○
島田医院	嘉瀬町	23-5805	○	○	○	○
しらみず診療所	駅前中央	34-1120	○	○	○	○
陣内胃腸科内科医院	鍋島町	29-2226	○	○	○	○
杉原医院	鍋島町	31-5005	○	○	○	○
副島病院	大財	24-5251	○	○	○	○
第一心療クリニック	駅南本町	22-4929	○	○	○	○
高柳内科	嘉瀬町	23-6563	○	○	○	○

※詳細については、病院へ直接お問い合わせください。

医療機関名	住 所	電話番号	麻しん	風しん	三種混合	日本脳炎
			3歳	3歳	3歳	3歳以上
			未満	以上	未満	以上
たじり内科小児科	金立町	98-2400	○	○	○	○
千葉内科循環器科	天神	22-7531	○	○	○	○
つのだ内科クリニック	兵庫南	27-1777	○	○	○	○
鶴田内科	日の出	31-3868	○	○	○	○
富崎小児科	神野東	30-5793	○	○	○	○
永江内科小児科医院	開成	30-2211	○	○	○	○
野副内科医院	神園	30-7161	○	○	○	○
ばばこどもクリニック	鍋島	30-8900	○	○	○	○
原田内科小児科医院	木原	29-5091	○	○	○	○
日浦呼吸器内科小児科医院	鍋島	34-1400	○	○	○	○
久富小児科医院	柳町	23-2775	○	○	○	○
ひさのう循環器科内科	鍋島	33-0020	○	○	○	○
百武医院	金立町	98-2076	○	○	○	○
兵庫こども内科クリニック	兵庫南	27-7667	○	○	○	○
平野医院	北川副町	23-2251	○	○	○	○
広瀬小児科医院	中の小路	23-4455	○	○	○	○
深川胃腸科外科医院	水ヶ江	23-8412	○	○	○	○
福田医院	木原	26-4611	○	○	○	○
本庄診療所	本庄町	26-6858	○	○	○	○
前山胃腸科	川原町	23-2348	○	○	○	○
松永内科医院	高木瀬西	31-1940	○	○	○	○
丸内レディースクリニック	高木瀬東	32-4488	○	○	○	○
宮崎外科医院	愛敬町	25-1245	○	○	○	○
本村医院	水ヶ江	22-6356	○	○	○	○
森医院	八戸	28-7383	○	○	○	○
森永医院	久保泉町	98-1125	○	○	○	○
諸隈病院	水ヶ江	22-5500	○	○	○	○
山口クリニック	鍋島	33-2626	○	○	○	○
横尾クリニック	長瀬町	23-8219	○	○	○	○
渡部産婦人科	開成	31-8585	○	○	○	○
わたなべ小児科	神園	30-3581	○	○	○	○
国立佐賀病院	日の出	30-7141	○	○	○	○
佐賀県立病院好生館	水ヶ江	24-2171	○	○	○	○
佐賀社会保険病院	兵庫南	28-5311	○	○	○	○

児童手当の所得制限の限度額が緩和されました

児童手当受給要件に、請求者の所得制限がありますが、平成13年度（5月申請分）から限度額が引き上げられます。まだ、申請されていない方はもちろん、今までに申請されて所得制限により受給できなかった方も、受給できる場合があります。

そこで、下記の表を参考にされ、5月末日までに、申請されるようお知らせします。申請が遅れると遅れた月分の手当は受付けられません。

なお、公務員の方は勤務先給

与担当へ申請しなければなりませんので注意してください。

☆手続きに必要なもの

・児童手当認定請求書（窓口に用意しています）

・請求者名義の預金通帳（郵便局は除く）

・年金加入証明書（厚生年金など加入者のみ）

・印鑑（認印も可）など

◎問い合わせ 社会福祉課 母子福祉係16番窓口 ☎24・3151

1内線384

《所得制限の限度額表（平成13年度）》

扶養親族	児童手当 (国民年金加入者など)	特例給付 (厚生年金などの加入者)
0人	3,010,000円	4,600,000円
1人	3,390,000円	4,980,000円
2人	3,770,000円	5,360,000円
3人	4,150,000円	5,740,000円
4人	4,530,000円	6,120,000円
5人	4,910,000円	6,500,000円

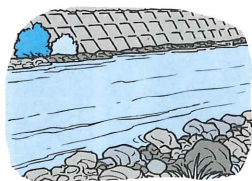
合併浄化槽補助金制度のお知らせ

〜使った水をキレイにして自然に返そう〜

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、各家庭から出るすべての汚水をきれいな水にして、河川に流します。

佐賀市では

国および佐賀県からの補助を受け、この合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。



☆補助金制度の概要

〈対象区域〉

公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業排水区域を除く地域

〈対象施設〉

専用住宅などに設置するもの（浄化槽の種類）

補助対象の登録合併処理浄化槽（50人槽以下）であること

◎問い合わせ 下水道課

☎24・3151内線244

《補助金限度額》

5人槽	354,000円
〜7人槽まで	411,000円
〜10人槽まで	519,000円
〜20人槽まで	981,000円
〜30人槽まで	1,668,000円
〜50人槽まで	2,238,000円

※申請にあたってはその他条件があります。

公害トピックス
その13

地下水調査を行っています。

佐賀市では、化学合成原料、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、がんや肝機能障害を引き起こすトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる地下水汚染を監視するため、毎年夏季に下記10カ所の揚水地点で調査を行っています。

平成12年度は8月に調査を実施しましたが、すべての揚水地点において定量下限値（0.001mg/l）未満で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンともに検出されませんでした。

現在の私たちの生活は、塗料や洗剤だけでなく、食品にいたるまでさまざまな化学物質が用いられ、快適で便利な暮らしを化学物質が支えているといっても過言ではありません。

人間に有害にならないように化学物質の使用量などが製品・製法に応じて定められていますが、この化学物質に取り囲まれている現実には無頓着なのは問題です。害の程度はともかく、無駄な消費をした分だけ必要以上に環境に影響を与えるからです。4月からPRTTR法（注）が施行されました。これは、有害性のある化学物質が、どの事業所からどれだけ環境中に排出されるかを知るシステムです。市民の皆さんも物やエネルギーの使い過ぎに注意し、化学物質の排出を減らしましょう。

（注）PRTTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

◎問い合わせ 環境課

☎24・3151内線312

《調査地点》

久保泉町大字下和泉	兵庫町大字瓦町
高木瀬町大字長瀬	西魚町
日の出二丁目	巨勢町東西
神野東二丁目	北川副町大字木原
大財一丁目	北川副町大字新郷

所得証明などの発行

■市民税に関する証明

(平成12年分の所得証明、平成13年度の課税証明など)
6月1日(金)から発行予定です。

■固定資産税に

関する証明

(平成13年度評価証明、資産証明など)
3月1日から発行しています。

《手続きに必要なもの》

- ・ 本人または同居の家族の場合
【本人または同居の家族の場合】
・ 申請者の印鑑
・ 本人または同居の家族以外の方の場合
・ 申請者の印鑑
・ 本人の印鑑を押印した委任状

証明Q&A

○ 所得証明はどこ
の市町村で取る
の？



Q 私は平成13年4月1日に佐賀市からA市に引っ越しました。
平成13年度(平成12年分)の所得証明は、A市で取れるのでしょうか。

A 所得証明は1月1日現在に住所のあった市町村でしか発行することができません。

したがって、あなたの場合、平成13年1月1日現在佐賀市に住所がありましたので、平成13年度の所得証明は佐賀市で取ることになります。

民事(暴力)専任相談員

市民相談室では、個人の生活関係で生じる暴力がらみのトラブルを未然に防ぐため、専任の相談員を1名配置しました。

相談につきましては、電話か相談コーナーでの対面で行います。ただし、仲介とか市役所以外での相談には応じません。

なお、専門的法律に基づく判断が必要な相談の場合は、毎月木曜日(13:30～16:30)に市民相談室で行っている『法律相談』とあわせて対応させていただきます。

◎問い合わせ

市民生活課 市民相談室

☎24・3151 内線 158・159

《郵送で証明を取る場合》

引っ越しをして、佐賀市から遠い所にお住まいの方など、市役所の窓口で証明を取りに来ることのできない方については、郵送で証明書を取ることができ

【送付していただくもの】

- ・ 証明願(左図参照)
- ・ 手数料(郵便局の定額小為替)
- ・ 返信用封筒(あて先を記入して80円切手を貼付)

証明願

- 1 必要とする証明書
 - ・ 種類(○年度○年分の○○○証明書)
 - ・ 通数
 - ・ 使用目的
- 2 証明年度の1月1日現在の住所
- 3 現住所
- 4 証明書の必要な人の氏名(フリガナ) 印
- 5 生年月日
- 6 電話番号(現在の連絡先)

◎送付先・問い合わせ

〒840-8501 佐賀

市栄町1番1号 佐賀市役所

市民税課 証明担当 ☎24・31

51 内線188



国民年金の免除制度

◆一般の免除制度について

国民年金制度では、20歳から60歳までの40年間は保険料を納めなければなりません。しかし、40年の間には病気で働けない、失業のために収入がない、災害で大きな被害を受けるなど、保険料を納めたくても納められない場合があるかもしれません。

このような場合には、申請して条件に該当すれば、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。

免除が承認されるには、一定の所得制限がありますので、ご希望の方はお気軽に国民年金の窓口(1階⑧番窓口)にご相談ください。

免除の申請は、毎年度申請が必要ですので、前年度免除の承認を受けている方も再度、平成13年度分の申請をしてください。

◆学生の納付特例制度について

学生であれば、親の所得に関係なく、学生本人の所得が68万円以下(給与収入の場合で133万円以下)の方は、申請により納付が猶予される制度です。

学生納付特例についても、毎年度申請が必要です。

※各種学校などについては対象外となる場合もあります。

◆持参するもの

- ・ 一般免除申請……………年金手帳、認め印
 - ・ 学生納付特例申請……………年金手帳、認め印、学生証(写しでも可)
- または在学証明書

◆免除承認期間の取り扱い

・ 年金受給資格期間には含まれますが、年金額は納付した場合の3分の1の額で計算されます。(学生納付特例期間は受給資格期間に含まれますが、年金額には算出されません)

・ 将来受け取る年金額が低くなるのを防ぐため、今後10年間で保険料を追納することができます。

◎問い合わせ

保険年金課 国民年金室 ☎24・3151 内線336

平成12年度市長交際費は

このように使いました

市では、開かれた市政を目指して平成12年4月から情報公開条例を施行しました。

これに基づき、毎年5月と11月に、市長交際費の執行状況をお知らせします。

なお、詳しくは市のホームページで毎月の状況を公表しており、秘書広報課の情報公開係（市役所1階西側）の行政資料コーナーでは、その内容を閲覧することができます。

市長などの特別職が、市を代表して市政関係者など外部の人との交際をするために要する経費です。

交際費は、支出の内容によって次のとおり分類しています。

○弔慰 市政関係者およびその親族に対する香典、供花などに係る支出

○見舞い 市政関係者の病気、災害などに際しての見舞い金などに係る支出

○御祝 記念行事、式典などに際しての祝金などに係る支出

○賛助 各種大会、新聞などの特別企画などで公益性のあるものに対する賛助金などに係る支出

○せん別 市民などの各種全国大会出場、海外派遣などに際してのせん別金などに係る支出

○接遇 来客、市政関係者との懇談および土産、記念品などに係る支出

○会費 市政の円滑な運営に資する会議、会合、研修会などの参加費などに係る支出

○その他 前各号に掲げるもの以外の交際費の支出

◎問い合わせ 秘書広報課情報公開係 ☎24・3151内線731

月分	弔慰	見舞い	御祝	賛助	せん別	接遇	会費	その他	合計
4月	件数 3 金額 30,000	件数 1 金額 5,250	件数 1 金額 10,000				6 66,420		11 111,670
5月	件数 1 金額 10,000	件数 1 金額 5,250			2 20,000		1 5,000		5 40,250
6月	件数 金額					1 5,386			1 5,386
7月	件数 金額				3 50,000		8 60,000		11 110,000
8月	件数 金額	件数 1 金額 5,250			1 10,000		3 131,000		5 146,250
9月	件数 1 金額 10,000				1 10,000		2 10,000		4 30,000
10月	件数 1 金額 10,000		件数 1 金額 10,000				7 39,000		9 59,000
11月	件数 金額						1 6,000		1 6,000
12月	件数 金額						1 6,000		1 6,000
1月	件数 1 金額 50,000						3 15,000		4 65,000
2月	件数 金額	件数 1 金額 5,250					2 15,000		3 20,250
3月	件数 金額				2 30,000				2 30,000
合計	件数 7 金額 110,000	件数 4 金額 21,000	件数 2 金額 20,000	0	9 120,000	1 5,386	34 353,420	0	57 629,806

軽自動車税・自動車税の納入は、

5月31日(木)までにお願ひします

《軽自動車税を納めていただく方》

平成13年度の軽自動車税は、平成13年4月1日現在、軽自動車などを所有している方に課税されます。

4月2日以降に、廃車や名義変更しても、平成13年度分の軽自動車税を納めていただくこととなります。（軽自動車税は、普通自動車税のような月割課税はありません）今年の納税通知書は5月上旬に発送しています。5月31日(木)までに、納入してください。

なお、口座振替ご利用の方は、振替日（5月31日）に残高が不足しないように注意してください。

※軽自動車税納税証明書について
軽自動車の継続検査（車検）を受ける時は、軽自動車税の納税証明書が必要です。軽自動車税を納付したときは、納税通知書2枚目（下段）が「納税証明書」になりますので、車検証といっしょに大切に保管してください。

口座振替をご利用の方は、後日口座振替済通知書とともに発送します。

◎問い合わせ 市民税課 ☎24・3151内線187

《自動車税を納めていただく方》

納税通知書は5月11日ごろ県税事務所から郵送されます。

口座振替をご利用の方は、振替日（5月31日）に残高が不足しないように注意してください。※自動車税納税証明書について
自動車の継続検査（車検）を受けるときは、自動車税納税証明書が必要です。

自動車税を納付したときには、納税通知書の右片が「納税証明書」になりますので、車検証といっしょに大切に保管してください。

口座振替をご利用の方には、後日領収証書（納税証明書）をお送りします。

◎問い合わせ 佐賀県税事務所 ☎30・3161または県税務課自動車税係 ☎30・1511

佐賀市 14 歴史探検

城内の多布施川石垣

現在、佐賀城の石垣は、天守台、鯨の門周辺や城堀護岸、多布施川護岸に見ることができます。今から約390年前に佐賀城ができたころには、天守台、鯨の門周辺や北の御門付近の多布施川にしか石垣は造られていませんでした。城堀の石垣護岸が最初に築かれたのは、記録によると寛政年間で、城堀全域の石垣護岸が完成するには、だいぶ時間を要したようです。

多布施川の護岸も城堀と同じようにしてだんだんと整備されていったものと考えられます。城内の多布施川流域を散策すると、色々な石垣護岸があることに気づきます。赤い石で積み上げているところや、黒っぽい石、コンクリート製のもの、新素材を用いているものなど多種多様あります。

これらの中では、赤石護岸が最も古いものと考えられますが、赤石が加工しやすい反面、耐久性に問題があることから、積み替えが必要になると別の石材で再構築されてしまっているようです。耐久性に問題があるとはいえ、赤石護岸が残っている箇所は風格や歴史の重みさえも感じられます。

近年、公共事業として実施される石垣護岸の積み替えが行われる場合、この歴史的景観に配慮し、再利用できる赤石は、荷重がかからない部分に利用するようになってきました。水路護岸の改良は、今後も歴史的景観を考えながら実施していきたいものですね。

一口メモ

多布施川の清流は、城下町佐賀のライフラインでした。だから、藩の法令にも清流の保全、水路の埋め立て、新設水路の建設などについては強い規制がありました。現在の私たちにも共通する事柄のようですね。



↑布積み技法の石垣〔赤石を使用〕(佐賀県職員互助会館東側付近)



↑みだれ積み技法の石垣〔赤石を使用〕(同上)



↑みだれ積み技法の石垣(佐賀西高等学校東側付近)



↑改修された石垣護岸。一部に「赤石」が使われている(県庁南側)



市の花「さざんか」
昭和54年4月制定

“市の木・いちろう”、“市の花・さざんか”は、市制施行90周年記念行事の一つとして、市民からのご応募で選ばれたもので、昭和54年4月1日の記念式典で正式に制定されました。

人口	164,546人 (-1,346)	男	77,973人 (-759)	3月31日現在の人口
世帯	62,928 (-537)	女	86,573人 (-587)	()内は前月との差